



2009年10月16日 第2010-03号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

労働力需給制度部会

今後の労働者派遣制度のあり方について審議始まる

10月15日、厚生労働省「労働政策審議会職業安定分科会・労働力需給制度部会」では、長妻厚生労働大臣の諮問に基づき、今後の労働者派遣制度のあり方（労働者派遣法の改正）について審議が開始されました。

諮問事項は、「国会に提出されていた労働者派遣法改正法案が衆院解散で廃案となったが、昨年秋以降の雇用情勢の悪化、派遣切りの社会問題化など雇用環境に大きな変化が生じたので、改正法案で措置することとしていた事項の他、製造業務への派遣や登録型派遣の今後のあり方、違法派遣の場合の派遣先との雇用契約の成立促進等追加的に措置すべき事項について検討を行い、改めて法案提出するために調査審議を求め」というものです。

労使激論を交わす

今回はフリー討議を行い、第171通常国会に提出した3党（民主・社民・国民）法案の内容をめぐって、労使が激論を交わしました。労働側は3党法案を支持する立場から意見を表明し、使用者側は3党法案への否定的見解が述べられました。この審議会に出席したJAM小山副書記長は、JAMの実態から製造業務への派遣の問題点を指摘し、日本における「ものづくり産業」発展のためにも、製造業務への派遣を原則禁止すべきであることを訴えました。使用者側からは、製造業務での派遣禁止は、職業選択の自由を奪う憲法違反だという発言まで出ました。

次回からは事務局が論点を整理し、それに沿って審議がすすめられ、12月末までに答申を取りまとめる予定です。

<第171通常国会提出・3党法案の主な項目>

項目	内容
日雇派遣労働者の雇用契約についての規制	雇用契約機関が2ヵ月以下の労働者派遣を禁止
登録型派遣	26専門業種等以外は常用雇用のみとする
製造業派遣	政令で定める専門業務等を除き製造業派遣禁止
違法派遣への対応	直接雇用みなし規定の創設 派遣先が違法行為を行った場合派遣労働者は自己の雇用主とみなす旨を通告できる
罰則	違法な労働者派遣事業を行った法人に対する罰則の強化